

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成26年12月17日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）ラ・ムー大津雄琴店 大津市雄琴四丁目448 他
- 2 意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 災害時において、駐車場を地域避難場所として使用することなど、地域からの協力要請があった場合については、十分に配慮いただきたい。
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の定めるところにより、地域の住民等の理解が十分に得られるよう努めるとともに、防犯の観点に十分留意し、各種団体との積極的な連携、協力を願いたい。
 - (3) 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。
 - (4) 造成工事等に伴う騒音、振動および粉じんの発生防止ならびに汚濁水の流出防止対策についての措置を具体的に示し、十分な対策を講じること。
 - (5) 騒音規制法、振動規制法および大津市生活環境の保全と増進に関する条例に規定する特定建設作業を行う場合は、各法令等に定める期日までに特定建設作業実施届出書を提出すること。（作業実施日の7日前までに届出が必要）
 - (6) 土壤汚染の未然防止の観点から、造成に用いる土砂は、有害物質等による汚染のない良質土を用いること。
 - (7) 当該事業において、3,000平方メートル以上の土地の形質の変更（盛土、切土等）を行う場合は、土壤汚染対策法第4条に基づく届出が必要となるので事前に環境部環境政策課と協議し、必要な場合は形質変更等の着手の30日前までに届出を提出すること。
 - (8) 事業内容が、大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則第20条に規定する生活環境影響事業に該当するので、環境部環境政策課と協議し、おおむね建築確認申請の30日前までに事前協議書を提出すること。
 - (9) 設置される施設・機器の内容によっては、騒音規制法等の環境法令に定める特定施設等に該当する場合があるため、事前に環境部環境政策課と協議し、必要な場合は各該当法令に定める期日までに届出書を提出すること。
 - (10) 排出されるごみは、事業系廃棄物であるので廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に基づき自己処理（大津市の許可業者への委託も含む。）等するとともに、家庭ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。特に同法第2条に規定する廃棄物については、安全かつ適正に処理すること。
 - (11) ごみの減量化、再資源化に努めること。
 - (12) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第30条に基づく保管庫を設置すること。また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分に説明し、理解を得ること。
 - (13) 一般廃棄物と産業廃棄物を明確に区分して保管すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則第16条の保管基準を遵守すること。
 - (14) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
 - (15) 当該店舗の営業開始次第、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第16条の3に定めるところにより事業系廃棄物管理者を選任するとともに、同条例第16条の4に定めるところにより事業系廃棄物減量等計画書を毎年提出すること。
 - (16) 申請地の用途地域は、二種類の用途地域（第一種住居地域と準工業地域）にわたっているため、都市計画部都市計画課と協議すること。
 - (17) 景観法に基づく届出については、大津市景観形成に関する指導要綱に規定する事前協議書を提出し、終了通知を受けた後に届出を行うこと。
 - (18) 当該地で広告物を掲出する際には、掲出する広告物の種類や大きさ、内容などによって許可が必要となるため、事前に都市計画部都市計画課と協議を行い、必要であれば許可を得ること。
 - (19) 駐車場を有料化する場合には、駐車場法に基づく届出について都市計画部都市計画課と協議すること。
 - (20) 大津市開発事業の方法及び基準に関する条例および大津市開発許可制度に関する基準に基づき開発許可を得るとともに、その許可条件を遵守すること。
 - (21) 当該地付近の道路は、雄琴小学校および日吉中学校の校区に該当するので、工事等の際には、児童・生徒の登下校時における工事用車両等の通行については、交通誘導員を配置するなどの十分な安全対策を図られたい。
また、該当校へ事前に説明を願いたい。なお、開発事業に伴い発生した問題は、事業者において解決すること。

- (22) 危険物を貯蔵または取り扱う場合は、消防関係法規を遵守すること。
- (23) 当該開発に伴う消防水利として、大津市消防施設等設置基準に基づき防火水槽（40 t）1 基を計画通りの位置に設置し、水利から 5 m以内に消防水利標識を設置すること。なお、詳細については、消防局警防課と協議すること。
- (24) 防火水槽設置後、内部検査、水張り検査、完成検査を受けること。
- (25) 消防車両の水利部署に障害となる一般車駐車スペースを設けないこと。
- (26) 消防車両進入路に通行障害となるアーチおよび門等を設けないこと。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3 - 1

(2) 縦覧期間 平成 26 年 12 月 17 日から平成 27 年 4 月 17 日まで